



## 2006 年度給与交渉，決裂状態．

もう、春です。「季刊くみあい」にも書きましたが、3月後半は3度にわたる学長交渉を行い、力尽きてしまいました。我々の方はずいぶん譲歩をしましたが、経営者側は、全く譲歩をするつもりもなく、ほとんど決裂状態です。全く譲歩をしない交渉は、明らかに不当労働行為です。このような状況では、望ましい労使関係は構築されないでしょう。今も学長交渉を要求していますが、未だする気配はありません。これも明らかに不当労働行為です。この状態を打開するために、島根県労働委員会に調整の斡旋を依頼する予定です。これは、交渉の延長で、双方の交渉の手助けをするものです。これでも譲歩するかどうかわかりませんが。

## 事務機構改革について

4月から事務機構改革によって部署などが再編されました。これについても3月末に学長交渉を行いました。組合では、再三、事務機構改革の原案を提出するように依頼しましたが、我々に提出されたのは3月初めです。ほとんど決まったようなものを開始寸前に提出されても、検討もできません。交渉においても、十分煮詰まらないまま、議論した感があり、これも時間切れと言う感じでした。ただ、これから3年かけて改革するそうなので、良い案あるいは問題ある事案があれば、組合に申し出てください。今回新たに作られた部長職も要チェックです。これは、経営者側が自主的に考えられた今回の改革の目玉とも言える制度です。部長制度がちゃんと機能するのか、みなさんでチェックしましょう。また、給与に関する交渉の中で、学長は効率化により事務量を3割減らしたいと言っておられました（あくまで努力目標ですが）。これは我々も協力体制でいきましょう。

## 2006 年度給与，こんなに下がるの？

4月の給与明細に一枚の紙が添付されてびっくりされた方もおられると思います。本来はそんなに下がるのです。現給補償があるのでトータルとしては下がった気がしないかもしれませんが、しかし、約4年後は、それだけ下がった分が実際に支払われていないこととなります。交渉は、決裂状態ですが、組合はそれを認めたわけではありません。さっそく、異議申立書（裏面参照）を内容証明で送付しました。こんな一方的なやり方は看過できません。

2006年4月18日

国立大学法人島根大学  
学長 本田雄一殿

### 賃金にかかる不利益変更に対する異議の通知

貴法人は、本組合の同意なく、本年4月1日から、国立大学法人島根大学職員給与規則と国立大学法人島根大学非常勤職員給与規則を改正施行し、職員の給与、諸手当支給額、支給基準について一方的に不利益変更してその実施を強行しました。その不利益変更については、本組合との団体交渉による十分な協議を尽くしておらず、かつ、高度の必要性と合理性を欠くものであり、従って、本組合としては、とうてい承認できるものではありません。よって、貴法人には、引き続き、この件について団体交渉に誠実に応ずることを求め、その給与に係る就業規則変更の撤回を求めます。

なお、本書は、本組合に所属する職員の総意に基づいて差し出すものであり、従って、貴法人がその実施を強行した場合には、本組合員は、その支給される給与等を不本意ながら受領しますが、その受領が、貴法人の進めようとする不利益変更の内容を承諾する趣旨では全くないことも合わせて本書で通知します。

通告人 松江市西川津町1060  
島根大学職員組合  
中央執行委員長 相良英輔  
被通告人 松江市西川津町1060  
国立大学法人島根大学  
学長 本田雄一

## お知らせ

組合の努力の甲斐もなく、基本給は下げられています。5月からの組合費は、新俸給月額に現給補償額を加算したものを基本給として、その0.7%の計算で徴収させていただきます。ご理解、ご協力をお願いします。

### 「島大9条の会」設立記念イベント

日時：5月10日（水）18：00～19：30

会場：教養1号館101教室

内容：

1. 全国の「大学9条の会」の取組み状況（植松健一・法文学部）
2. 「島大9条の会」の活動内容について

「憲法9条」の意義について一緒に考えましょう！「島大9条の会」にご賛同下さい！

<呼びかけ人>

蘆田耕一（法文）、横田綏子（法文）、相良英輔（教育）、西信高（教育）、春日邦宣（総合理工）、三輪拓夫（総合理工）、荒瀬榮（生物資源）、伊藤勝久（生物資源）植松健一（法文・憲法学）、藤田達朗（法務研究科・憲法学）

事務局：上園昌武（法文） [uezono@soc.shimane-u.ac.jp](mailto:uezono@soc.shimane-u.ac.jp)